生じたる爲酒井との共同經營案が擡頭するに至りたるを以て從業員は八月三十日兩者間に在りて斡旋中の工場長竹本薫に新會社設立した場合營業主山桝儀寛を重役にすること、退職手當を支給すること解雇並に勞働條件の改惡せざることを要求し居りたる處九月五日新會社の創立と重役の發表ありたる結果前營業主山桝が重役に洩れ工場長竹本薫が取締役技師長に就任し居りたる爲舊營業主に同情したる從業員は竹本新重役の辭職勸告並に不信任の決議をなしたるに因る

十、要求事項

竹本取締役不信任並辭職勸告

十一、經過

1、爭議團側

九月十九日正午代表今岡謙一郎外四名が會社を訪問し前記